

東近江市あいとうマーガレットステーションの指定管理者の 指定につき議決を求めることについて

東近江市あいとうマーガレットステーションの指定管理者を次のとおり指定するに
つき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定に基づき、
市議会の議決を求める。

平成29年11月30日提出

東近江市長 小 椋 正 清

記

公の施設の名称	指定管理者	指定の期間
東近江市あいとうマ ーガレットステーシ ョン	滋賀県東近江市妹町184番地1 一般財団法人愛の田園振興公社	平成30年4月1日から 平成33年3月31日まで